



2025年8月29日

各位

会社名 三菱化工機株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員
田中 利一
(コード番号 6331 東証プライム)
問合せ先 総務人事部長 宮越 洋輔
(TEL:044-333-5354)

従業員持株会に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、三菱化工機従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）に対し第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年11月26日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 15,000株（注）
(3) 処分価額	1株につき 2,613円
(4) 処分総額	39,195,000円（注）
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	三菱化工機従業員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書の提出を行っております。

(注) 上記「処分する株式の総数」及び「処分総額」は最大値であり、実際は退職による持株会退会者等が生じますため、持株会加入者数に応じて確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年4月26日、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成し、勤労意欲を向上させることを目的として本持株会の会員に奨励金を支給するという考え方をさらに推し進め、当社の企業価値向上に向けて、本持株会未加入の従業員に加入を促し、より多くの従業員について、そのモチベーションとエンゲージメントの向上を図るとともに、当社の経営をより身近なこととして関心を持つことによる経営意識の早期醸成と多くのステークホルダーと株主価値を共有することを企図し、本持株会に加入する従業員（以下、「会員」といいます。）に対し特別奨励金を支給し、本特別奨励金をもって本持株会が当社普通株式を取得するインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定致しました。本スキームの概要

につきましては、2024年4月26日付「当社従業員持株会を通じた「特別奨励金スキーム」の導入について」をご覧ください。

本スキームは、当社が会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大15,000株を本持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に会員による金銭の拠出はありません。

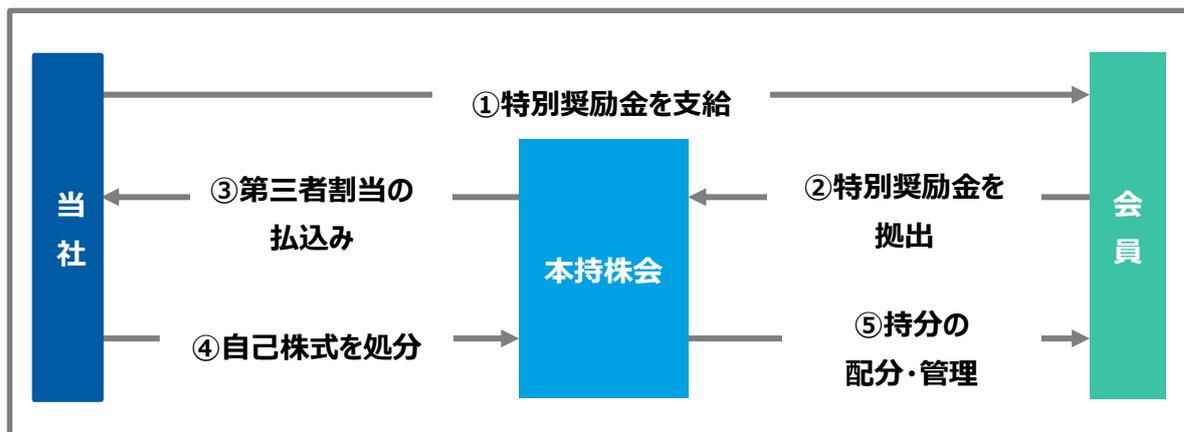
なお、本自己株式処分による希薄化の規模（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式数（2025年4月1日時点）	23,741,850株	0.06%
総議決権個数（2025年4月1日時点）	230,223個	0.07%

※1 当社は、2025年4月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。

※2 上記総議決権個数は、2025年3月31日時点の総議決権個数76,639個を基準として2025年4月1日付当社普通株式1株につき3株の割合による株式分割による調整後の数値です。

<本スキームの仕組み>



- ① 当社は会員に特別奨励金を支給します。
 - ② 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ③ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込みを行います。
 - ④ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑤ 自己株式の処分により本持株会に割当てられた当社普通株式は、本持株会が持株会実務を委託している三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて、本持株会の会員持分として配分・管理されます。
- ※ 会員は、自身の持分相当の当社普通株式については個人名義の証券口座に任意に引き出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの実施を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025年8月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,613円としております。これは当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、2025年8月28日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,613円の、東京証券取引所における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。（乖離率の記載にあたっては、2025年4月1日を効力発生日とした株式分割を考慮した株価を使用して算定しております。）

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1か月（2025年7月29日～2025年8月28日）	2,399円	8.92%
3か月（2025年5月29日～2025年8月28日）	2,132円	22.56%
6か月（2025年2月28日～2025年8月28日）	1,752円	49.14%

本日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役4名全員（うち社外取締役である監査等委員3名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの実施を目的としていること及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上